



2025 年 10 月 29 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社ジンズホールディングス
(コード番号：3046 東証プライム市場)
代 表 者 代表取締役 CEO 田 中 仁
問 合 せ 先 常務執行役員 CFO 中 谷 元 明
電 話 番 号 TEL (03) 6890 - 4800 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 29 日開催の取締役会において、2025 年 11 月 27 日開催予定の第 38 回定時株主総会（以下、「本総会」と言います）において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2025 年 8 月 29 日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」で開示いたしました通り、本総会及び同日開催予定の取締役会の決議を条件に、代表取締役の異動を行うことを内定しております。代表取締役の異動後は複数代表制を採用することになるため、現行定款の第 14 条（招集権者および議長）及び第 22 条（取締役会の招集権者および議長）の規定の一部を変更するものであります。

2. 定款変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（招集権者および議長） 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 （取締役会の招集権者および議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第14条 株主総会は、<u>取締役会の決議により、取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 （取締役会の招集権者および議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 前項の<u>取締役</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2025 年 11 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日 : 2025 年 11 月 27 日（予定）

以 上